

北中城村農地マッチング実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北中城村における農地の有効活用を通して、耕作放棄地の発生防止及び解消をもって本村の農業振興を図るため、農地マッチング制度（以下「農地マッチング」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当核各号に定めるところによる。

- (1) 「耕作放棄地」とは、個人が耕作を放棄している農地（近く耕作を放棄する予定のものを含む。）をいう。
- (2) 「農地」とは、村内の農業振興地域内の農用地（青地）の他、これ以外の村内の農地（白地）をいう。ただし、市街地区域内は除く。
- (3) 「所有者等」とは、耕作放棄地に係る所有権その他の権利により当該耕作放棄地の賃貸等を行うことができるものをいう。
- (4) 「農地マッチング」とは、農地の貸借及び売買に関する情報の収集及び提供を行う業務全体をいう。
- (5) 「個人情報」とは、住所、氏名、連絡先等の情報で個人が特定されるものをいう。
- (6) 「農地情報」とは、貸出し又は売渡しを希望する農地の所在地番、面積、現在の利用状況、地図上の位置等の情報で個人が特定されないものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、農地マッチングに登録された農地（以下「登録農地」という。）について、農地マッチング以外による農地の権利移動を妨げるものではない。

(農地の登録申請等)

第4条 農地マッチングへ農地の登録を希望する所有者等（以下、「申請者」という。）は、農地マッチング登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に農地についての必要な情報を記入し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、北中城村農地マッチングに登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、農地マッチングに登録することができない。

- (1) 対象農地を利用する権限を有する第三者がおり、その者の同意がない場合
- (2) 対象農地が共有持分である場合、過半数の持分による同意が無い場合
- (3) 対象農地が相続未登記である場合、過半数の持分による同意が無い場合
- (4) 対象農地の耕作放棄地化が進み、再生利用困難であると会長が判断した場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当ではないと判断した場合

3 会長は、前項の規定により登録された農地情報を北中城村ホームページ等に掲載し、周知するものとする。

(農地の登録取消)

第5条 会長は、前条第2項により農地を登録した申請者から農地マッチング登録抹消届出

書（様式第４号）の提出があったとき又は農地マッチングに登録された農地に係る所有権等に異動があったときは、農地マッチングから登録を抹消する。ただし、再度の申請を妨げるものではない。

２ 前項の規定にかかわらず、農地マッチングに登録された農地が前条第２項各号のいずれかに該当するに至ったときは、会長は登録抹消することができる。

（農地マッチング利用の要件）

第６条 農地マッチングに登録された農地の借受け又は買受けを希望する者（以下「利用希望者」という。）は、登録農地を農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）又は農地法（昭和２７年法律第２２９号）の規定により借受け又は買受けが可能な者に限る。

（農地マッチングの利用の申請等）

第７条 利用希望者は、農地マッチング利用申請書（受け手様式第１号。以下「利用申請書」という。）及び誓約書（受け手様式第２号）に必要な事項を記入し、会長に申請しなければならない。

２ 会長は、前項の規定により申請があったとき、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、利用申請書を受理するものとする。

（情報の提供）

第８条 会長は、前条第２項の規定により利用申請書を受理したときは、農地登録者に対して利用希望者の個人情報及び利用希望条件の情報を、利用希望者に対して農地登録者の個人情報及び農地情報をそれぞれ提供するものとする。

（農地登録者と利用希望者の交渉等）

第９条 登録農地に関する交渉及び、貸借、売買等の契約交渉（以下、「契約交渉等」という。）については、農地登録者及び利用希望者（以下、「各当事者」という。）間で行うものとする。

２ 契約交渉等に関するトラブルについては、各当事者間で解決するものとする。

（権利設定または移動）

第１０条 農地マッチングにおいて、契約交渉等が成立した場合、各当事者は、農地法の許可申請等の必要な法的手続きにより権利設定又は移動するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第１１条 各当事者は、農地マッチングにおける個人情報の取り扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （１）個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは伝な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- （２）個人情報を毀損及び滅失することがないように適正に管理すること。
- （３）個人情報は、業務終了後すみやかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。